

# ～市内の貸切バス事業者の費用を支援～ 鹿嶋市貸切バス事業者支援金

鹿嶋市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による顧客減少に伴い、事業の活動に大きな影響を受けた市内の貸切バス事業者に対し、費用を支援することとなりましたのでお知らせします。

## ○ 補助金の名称

### 鹿嶋市貸切バス事業者支援金

## ○ 支給対象事業者

次の全てを満たす方が対象者となります。

- (1) 市内に本社を有し、道路運送法第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者。
- (2) 本支援金受領後も継続して営業する意思があること。
- (3) 事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が、鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年鹿嶋市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

## ○ 支給金額

令和2年7月1日時点において、**市内の事業所で所有する事業用自動車（一般貸切旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。）の所有台数に10万円を乗じた額。**

※所有する事業用自動車については、市内に保有する台数に限る。

## ○ 申請期間

**令和2年8月3日(月) ～ 9月30日(水)**

## ○ 申請方法

郵送または窓口へ持参（申請先：商工観光課）

## ○ 予算額

**310万円**（7月臨時議会で予算化）

### ■ 本件に関するお問い合わせ先

鹿嶋市 経済振興部 商工観光課

担当：吉川・唐沢

TEL：0299-82-2911（内線391）

E-mail：syokou1@city.ibaraki-kashima.lg.jp